

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会と  
国立大学法人島根大学との連携に関する協定書

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会（以下「ジオパーク推進協議会」という。）と国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、ジオパークの理念に基づき、ジオパーク推進協議会及び島根大学が相互の密接な協力と連携によって、価値のある地質遺産を保護するとともに、地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 ジオパーク推進協議会及び島根大学は前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力を行う。

- (1)教育・人材育成に関する事項
- (2)普及・啓発活動に関する事項
- (3)学術研究の強化に関する事項
- (4)地域振興に関する事項
- (5)その他本協定の目的を達成するために必要と認める事項

（守秘義務）

第3条 ジオパーク推進協議会及び島根大学は、本協定に基づく活動において知り得た情報については、それぞれの秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに両者いずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 ジオパーク推進協議会又は島根大学は相手方に対して解除を予定する日の30日前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項等については、両者協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者署名の上、各1通を保有する。

令和 4年 9月 2日

島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会  
会長

国立大学法人島根大学  
学長

上 是 昭 仁

服 部 泰 直